

令和7年度（繰越明許）
室戸市観光拠点施設オープンイベント
企画運営委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和8年8月

室戸市

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度（繰越明許） 室戸市観光拠点施設オープンイベント企画運営委託業務公募型プロポーザル公募要領」（以下「公募要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 公募要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

2. 審査の項目及び点数

総合得点は100点とし審査項目は次のとおりです。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 企画提案・全体設計 | 65点 |
| (2) 実施体制 | 10点 |
| (3) 安全対策 | 15点 |
| (4) 過去業務実績 | 5点 |
| (5) 見積額 | 5点 |

3. 審査（プレゼンテーション）

令和7年度（繰越明許） 室戸市観光拠点施設オープンイベント企画運営委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、参加者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーションによる審査を行い、受託候補者の選定を行う。

※参加者多数の場合は、書類審査により、プレゼンテーション参加者を決定する。

※オンライン参加も可とする。

(1) 日時

令和9年10月2日（金） 午後2時00分から（予定）

(2) 場所

室戸世界ジオパークセンター 2階 セミナールーム

(3) 説明者

3人以内とする。

(4) 説明時間

35分程度とする。（機材設置、撤去の時間は含まない。）

- | | |
|-----------------------|-------|
| ①プレゼンテーション（企画提案書等の説明） | 20分以内 |
| ②ヒアリング（質疑応答） | 15分程度 |

(5) その他

- ①委員会の詳細な日程は参加者に書面で通知する。
- ②プレゼンテーションにおいてプロジェクターでの投影を希望する際は、審査会前日までに事務局に連絡することとし、プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する

4. 審査基準

	項目	細項目	評価ポイント
1	企画提案・全体設計	①本事業への理解	本事業の実施目的や内容が十分理解できており、室戸市の観光PRに繋がる提案となっているか。
		②集客の効果	本事業の集客に期待がもてる提案が示されており、イベント及びキャンペーンにおいて集客が期待できる提案となっているか。
		③広報の工夫	メディア広報など効果的なものであるか。
		④誘客の工夫	市内観光施設等へ周遊する仕組みが工夫されており、効果的なものであるか。
2	実施体制		業務を円滑に遂行できる人員体制となっており、役割が明確に示されているか。
3	安全対策		緊急時（地震・火災発生・悪天候等）に来館者の安全が確保されているか。また、駐車場、誘導等の交通安全対策ができているか。
4	過去業務実績		過去5年間に於いて類似業務の実績を有しているか。
5	見積額		見積額に不明瞭な記載がなく、提案内容に対して妥当なものとなっているか。

5. 審査の方法

- (1) 委員会では、提出された企画提案書と、委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑応答の終了後、「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 審査には最低基準点を設け、これを下回った場合は選定しません。
- (6) 参加者が1者のみの場合であっても本プロポーザルは成立するものとし、委員会において審査を行い、選定の可否を決定します。

6. 審査結果

審査結果は、参加者に対して書面により通知する。

審査結果通知：令和8年10月5日（月）発送予定

※審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。